

財務 VOL.115

(平成30年10月27日発行)

## 災害や盗難などで資産に損害を受けた時の救済措置

今年は関西地方においても、夏から秋にかけて地震や、台風、豪雨等による災害が身近に発生し、被害に関する対応方法等の相談も多く頂きました。

災害により被害を受けた場合には税制面においても様々な救済措置があります。それらの内、今号におきましては、「**雑損控除**」と「**災害減免法による減免措置**」についてその内容を解説します。

### 1. 雑損控除(所得税法)

#### 【I】制度の概要

「**災害**」又は「**盗難**」若しくは「**横領**」によって、資産に損害を受けた場合等には、一定金額の所得控除を受けることができる。

#### 【II】対象となる資産の要件

(1)「**納税者**」又は「**納税者と生計を一にする親族で、その年の総所得金額等が38万円以下の者**」が**所有する資産**

(2)「**生活に通常必要でない資産**」等は**対象外**

別荘など趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で保有する不動産や貴金属や書画、骨董など1個又は1組の価額が30万円超のものなどは対象から外れます。  
車両等は日々通勤等で利用する等、生活に必要な理由が明確でない場合は、適用にあたって注意する必要があります。

#### 【III】対象となる「損害の原因」

下記のいずれかの場合に限定されます。

- (1) **震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害**
- (2) **火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害**
- (3) **害虫などの生物による異常な災害**
- (4) **盗難**
- (5) **横領**

※「**詐欺(振り込め詐欺等)**」や「**恐喝**」は**対象外**  
「**災害**」や「**盗難**」は予期せぬ災害であるのに対し、「**詐欺**」や「**恐喝**」は何らかの自身の判断が介在した上での被害であるという考え方(裁決あり)

#### 【IV】控除額の計算

下記の二つのうちいずれか**多い方**の金額

- (1)「**差引損失額**」-「**総所得金額等 × 10%**」
  - (2)「**差引損失額のうち(※1)災害関連支出の金額**」  
-5万円
- なお、「**差引損失額**」=「(※2) **損害金額**」+「**災害関連支出の金額**」-「**保険金等により補てんされる金額**」

(※1)「**災害関連支出の金額**」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など

災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。

(※2)「**損害金額**」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の「**時価**」を基にして計算した損害の額ですが、各資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、損害を受けた資産が減価償却資産である場合には、下記の計算式で計算することも可能です。

「(資産の取得価額-減価償却費) × 被害割合」

取得価額が不明な場合もそのような場合の計算方法が用意されておりますので、詳しくは顧問税理士等にご確認ください。

#### 【V】適用を受けるための手続き

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を添付するか提示する必要があります。

### 2. 災害減免法による所得税の軽減免除

#### 【I】制度の概要

災害によって受けた住宅や家財の**損害金額(保険金などにより補てんされる金額を除く。)**がその**時価の2分の1以上**で、かつ、災害にあった年の**所得金額の合計額が1,000万円以下**のときにおいて、その災害による損失額について**雑損控除を受けない場合は**、災害減免法によりその年の所得税が下記の通り軽減されるか又は免除されます。

所得金額の合計額	軽減又は免除される所得税額
500万円以下	所得税の額の全額
500万円超750万円以下	所得税の額の2分の1
750万円超1,000万円以下	所得税の額の4分の1

#### 【II】適用を受けるための手続き

確定申告書等に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、納税地の所轄税務署長に確定申告書等を提出する必要があります。

「雑損控除」と「災害減免法の適用」は**いずれか有利な方の選択適用**となりますが、一般的に**損失額が大きい場合には雑損控除の方が有利**となります。また雑損控除の場合、その年の所得から控除しきれない場合には、**翌年から3年間繰り越すことも可能**です。

「**事業用資産**」や「**棚卸資産**」は雑損控除の対象資産からは除外されますが、被害を受けた場合、こちらでも事業所得等の計算上、必要経費に算入することが可能です。

いずれにしましても、**保険金等で被害額を補てんしきれない場合は、適用の可能性が出てきます**ので、該当事例がある場合には一度ご相談ください。